

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関の指定

飼料の試験の結果の概要

災害危険区域の指定

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

指定団体の届出

指定団体の届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第四百五十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上田病院	鳥取市西町一丁目四五一	昭和五十八年四月十三日
坂本医院	鳥取市元町二七二	昭和五十八年四月一日
山本外科医院	鳥取市末広温泉町一二五	"
山藤医院	鳥取市大榎町一七	"
石井内科医院	鳥取市布勢三三二一四	昭和五十八年四月三日
富永眼科医院	米子市富士見町二丁目一七二	昭和五十八年四月一日
南家医院	境港市渡町一四八〇	昭和五十八年四月七日
ノヅ医院	岩美郡国府町大字宮下二七八	昭和五十八年四月十日
荻原医院	八頭郡河原町大字長瀬七四一	昭和五十八年四月二日

鳥取県告示第四百五十九号

瀬川 医院	八頭郡船岡町大字船岡五八五 一	昭和五十八年四月一日
岸 医 院	八題郡河原町大字河原八	"
浜村診療所	一 二 気高郡気高町大字勝見六六〇	"
中本内科医院	〇 東伯郡東伯町大字八橋一七四	"
日南町国民健康 保険日南病院	日野郡日南町生山五二一七	"
江尾診療所	四 日野郡江府町大字小江尾一九	"
坂根歯科医院	米子市皆生一八八九	"
岡本歯科医院皆 生診療所	米子市上福原一八三四一四	昭和五十八年三月十九日
山中歯科医院	倉吉市下田中三三九一	昭和五十八年四月一日
荒金歯科診療所	日野郡日南町生山一五〇	"
井上皮膚科クリ ニック	米子市茶町二七	昭和五十八年四月十一日
潮 医 院	西伯郡会見町天万六三八	昭和五十八年四月一日
鈴木歯科医院	米子市中町三五住田ビル二階	昭和五十八年四月四日
桑名歯科医院	倉吉市宮川町一七七	"

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十八年四月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり公表する。

昭和五十八年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月日	試験結果の概要							備考									
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素		水溶性窒素	ペプトン消化率	D	C	P	T	D	N	ME
船入精工株式会社 社広島市 広島市	西伯郡中山町田中163-9 船入飼料株式会社 社広島取流通センター	乳牛用蛋白 サテリマントC-32 基礎飼料 マイロニ混	58.3	34.4	2.4	9.1	12.6	2.9	1.1										粗たんぱく質不足	
伊藤忠飼料株式会社 社姫路市 姫路市	米子市蚊屋農業協同組合 山陰食糧飼料基地	④ソーア印配合飼料 フロイラエーナス	58.3	21.7	6.0	2.8	4.8	0.89	0.68										粗たんぱく質不足	
		④ソーア印配合飼料 フロイラエーナスH	58.3	19.0	7.8	2.4	4.8	0.97	0.66										粗たんぱく質不足	
		④ソーア印配合飼料 フロイラエーナスGH	58.3	17.5	7.5	2.2	4.0	0.81	0.60											粗たんぱく質不足
		④くみあい標準配合飼料 キソクアヒエント	58.3	13.2	3.1	5.2	6.0	0.85	0.69											
		④くみあい標準配合飼料 キソクアヒエント後期	58.3	12.4	3.5	3.9	4.7	0.65	0.53											
		くみあい標準配合飼料 肉牛用やまと育成	58.3	16.0	3.0	5.3	6.6	0.81	0.68											
		くみあい標準配合飼料 スーパードグAレベル	58.3	18.8	5.0	1.7	5.3	0.88	0.68											
		くみあい標準配合飼料 スーパードグBレベル	58.3	16.6	3.8	2.4	4.3	0.60	0.55											
		くみあい配合飼料 ピグコンルトB	58.3	16.5	3.5	2.2	4.3	0.59	0.55											

注 1 飼料の名称の欄中「④」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第四百六十号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二
条第一項の規定により災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図書は、鳥取県土木部建築課並びに各管轄土木出張所、関係市
役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

昭和五十八年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

猪子地区災害危険区域

2 区域

鳥取市猪子字下土居一九二番地一の一部及び一九二番地四の一部、
字目ヶ谷一九六番地一、一九六番地二、一九六番地三、一九六番地
四の一部、一九八番地、一九九番地の一部、二〇〇番地、二〇一
番地、二〇二番地、二〇二番地次一の一部、二〇二番地次二、二〇三
番地の一部、二〇三番地一の一部、二〇五番地、二〇六番地、二〇
七番地の一部、二〇八番地の一部、二〇九番地一の一部、二一六番
地の一部、二一七番地、二一七番地次一、二一七番地次二及び六八
三番地、字上土居二一八番地、二一九番地、二一九番地次一、二二
〇番地、二二二番地、二二三番地、二二三番地、二二四番地、二二
八番地、二二九番地、二三〇番地、二三〇番地次一、二三十一番地
の一部、二三二番地一、二三二番地二、二三三番地、二三四番地、
二三四番地次一、二三五番地、二四一番地、二四一番地一、二四二

二 名称

細川地区災害危険区域

2 区域

番地一、二四二番地二の一部、二四四番地次一、二四九番地の一部
及び二四九番地次二、字城谷二三一番地内一、二三一番地次一内一、
六七五番地の一部、六七七番地の一部、六七八番地、六七九番地、
六八〇番地の一部、六八一番地、六八二番地及び六八四番地の一部
並びに字榎ヶ谷六九五番地、六九六番地及び六九七番地並びにこれ
らと一体をなす国有地

岩美郡福部村大字細川字上屋敷三四八番地一、三四八番地二、三
四八番地三、三五〇番地、三五一番地、三五一番地一、三五一番地
二、三五二番地、三五三番地一、三五三番地二、三五三番地三、三
五三番地四、三五三番地五、三五三番地六、三五三番地七、三五三
番地八、三六〇番地一、三六〇番地二、三六〇番地三の一部及び三
六〇番地四並びに字上屋敷上八二三番地一の一部、八二三番地二
の一部、八二四番地一の一部、八二四番地二、八二四番地三の一部、
八二五番地一の一部及び八二五番地三の一部並びにこれらと一体を
なす国有地

三 名称

西町地区災害危険区域

2 区域

気高郡青谷町大字青谷字小丸山六〇二三番地四の一部、六〇二三
番地五の一部、六〇二三番地六の一部及び六〇二三番地八、字上寺
地、四一八三番地次二、四一八三番地一の一部、四一八三番地三、四

二〇一番地一、四二〇一番地二、四二〇一番地六、四二〇一番地八、四二〇一番地九、四二〇二番地一、四二〇二番地三、四二〇二番地四、四二〇二番地五、四二〇二番地六及び四二〇三番地五並びに大字露谷字鳥越五三番地、五三番地第二の一部、五三番地一、五三番地四の一部、五三番地六、五三番地七、五三番地八、五三番地九、五三番地一〇、五三番地一一、五三番地一二、五三番地一三、五三番地一五、五四番地一、五四番地二、五五番地、五五番地二、五五番地三、五六番地の一部、五六番地二及び五七番地第一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

四 1 名称

湖山町南一丁目第二地区災害危険区域

2 区域

鳥取市湖山町南一丁目三八八番地、三八九番地、三九〇番地の一部、四〇六番地の一部、四〇七番地、四〇八番地、四六八番地、四六九番地、四七〇番地、四七四番地、四七五番地、四七六番地、四七七番地、四七九番地、四八〇番地及び四八三番地並びにこれらと一体をなす国有地

五 1 名称

米田町地区災害危険区域

2 区域

倉吉市米田町字僧ヶ平五六八番地一の一部並びに大字米田団地字谷口七二二番地の一部、七二二番地二の一部及び七二二番地三並びにこれらと一体をなす国有地

六 1 名称

住吉町地区災害危険区域

2 区域

倉吉市住吉町一番地三、一番地五、一番地七、一番地八、一番地九、一番地一〇、一番地一一、一番地一二、一番地一三、一番地一四、一番地一五、四番地の一部、三三六一番地二の一部、三三六一番地六、三三六一番地七、三三六一番地八、三三六一番地九、三三六一番地一〇、三三六一番地一一、三三六一番地一三、三三六一番地一四、三三六一番地一五、三三六一番地一六、三三六一番地一七及び三三六三番地一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

七 1 名称

服部地区災害危険区域

2 区域

倉吉市服部字柿原七〇一番地、七〇二番地、七〇三番地、七〇四番地及び七〇五番地、字下大田七三六番地二、七三六番地三、七三六番地四、七三六番地五、七三七番地、七三八番地、七三九番地、七四〇番地一、七四〇番地二、七四〇番地三及び七四一番地並びに字日南山九〇〇番地四、九〇〇番地五及び九〇〇番地六の一部並びにこれらと一体をなす国有地

八 1 名称

穴沢地区災害危険区域

2 区域

倉吉市穴沢字谷奥谷九七番地、九八番地一、九八番地二、九八番地三、九九番地、一〇〇番地、一〇一番地、一〇一番地一、一〇二番地、一〇二番地二、一〇三番地一、一〇三番地二、一〇三番地三、

九

1 名称

一〇三番地四、一〇三番地五、一〇三番地六、一〇三番地七、一〇三番地八、一〇四番地次一、一〇四番地二、一〇四番地三、一〇四番地四、一〇五番地一、一〇五番地二、一〇五番地三、一〇六番地一、一〇六番地二及び一〇七番地の一部、字谷奥北向平五八〇番地一の一部、五八〇番地二の一部、五八〇番地三の一部、五八〇番地四の一部、五八〇番地五の一部及び五八二番地、字中峰五五九番地の一部、五六〇番地三及び五六〇番地四の一部、字土手ノ内一五〇番地、一五一番地、一五二番地、一五二番地次一、一五二番地次二、一五三番地一、一五三番地二、一五三番地三、一五五番地の一部、一五五番地内一、一五六番地、一五七番地、一五八番地、一五九番地、一六〇番地、一六一番地、一六二番地一、一六二番地二、一六三番地次一、一六三番地四、一六三番地五、一六三番地六、一六三番地七、一六四番地一、一六四番地二、一六四番地三、一六五番地一、一六五番地二及び一六五番地三、字家の空五八三番地次三、五八三番地三、五八四番地、五八八番地四、五八九番地、五九〇番地二の一部及び五九〇番地三の一部並びに字善助山五九五番地の一部及び五九六番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

2 区域

津原地区災害危険区域

倉吉市津原字二軒屋三七番地、三八番地一、三八番地二、三九番地一、三九番地二、四〇番地一、四〇番地二、四一番地、四二番地、四三番地一、四三番地二、四四番地一、四四番地二、四五番地、四六番地、四六番地一、四七番地一、四七番地二、四七番地三、四九

十 1 名称

番地及び五〇番地並びに字二軒屋峰二八五番地、二九五番地及び二九六番地並びにこれらと一体となす国有地

2 区域

尾田地区災害危険区域

倉吉市尾田字屋敷通一六八番地、一六九番地、一七〇番地、一七一番地、一七二番地、一七三番地、一七三番地次一、一七三番地次二、一七四番地、一七四番地第一、一七四番地第二、一七五番地、一七六番地、一七七番地、一七七番地第一、一八五番地、一八五番地一、一九〇番地一、一九〇番地二及び一九一番地、字家ノ上一九二番地一、一九二番地二、一九三番地及び一九三番地一並びに字中峰三二八番地三の一部、三二九番地、三三〇番地、三三一一番地、三三一番地内第一、三三一番地内第二、三三七番地及び三三八番地並びにこれらと一体をなす国有地

十一 1 名称

下悴谷地区災害危険区域

2 区域

倉吉市悴谷字屋敷通八六番地三、八七番地次一、八八番地、八九番地一、八九番地二、九一番地、九二番地、九三番地一、九三番地二、九三番地三、九四番地、九九番地、一〇〇番地、一〇〇番地次一、一〇〇番地二、一〇〇番地三、一〇〇番地四、一〇四番地、一〇六番地、一〇七番地、一〇九番地、一一〇番地、一一三番地二、一一三番地三、一一三番地四、一一四番地、一一五番地、一一五番地一、一一五番地二、一一五番地三、一二二番地、一二二番地一、

一二二番地二及び一二二番地三、字西田一二三番地、一二三番地一、一二五番地次一及び一二五番地二並びに字切通シ四〇八番地一、四〇八番地二、四〇八番地三、四一一番地の一部及び四一六番地並びにこれらと一体をなす国有地

十二 1 名称

堀(陽中)地区災害危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字堀字上堂ノ前二九三二番地一、二九三二番地二、二九三三番地、二九四四番地、二九四五番地一、二九四五番地二、二九四六番地一、二九四六番地二、二九四七番地一、二九四七番地二、二九四七番地三、二九四八番地の一部、二九四九番地一、二九四九番地二の一部、二九四九番地三の一部、二九四九番地四の一部、二九五〇番地の一部、二九五一番地一、二九五一番地二、二九五二番地、二九五三番地一及び二九五三番地二、字下堂ノ前二九五四番地一の一部及び二九五五番地一の一部並びに字坂根の上三二六〇番地一の一部、三二六一番地一の一部、三二七八番地三の一部、三二七九番地一、三二七九番地二、三二八〇番地一の一部及び三二八〇番地二並びにこれらと一体をなす国有地

十三 1 名称

堀(高助)地区災害危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字堀字高助三〇〇〇番地、三〇〇二番地、三〇〇三番地一、三〇〇四番地、三〇〇四番地次一、三〇〇五番地、三〇〇六番地、三〇〇七番地、三〇〇八番地一、三〇〇九番地、三〇一〇番地

六番地一、三〇一六番地二、三〇一七番地、三〇一八番地、三〇一九番地一、三〇二〇番地、三〇二三番地一、三〇二三番地二、三〇二三番地三、三〇二四番地一、三〇二四番地二、三〇二四番地三、三〇二四番地四、三〇二四番地五、三〇二四番地六、三〇二四番地七、三〇二四番地八、三〇三七番地一、三〇三八番地一の一部及び三〇三八番地二並びに字高助ノ上三二四二番地の一部、三二四三番地、三二四四番一、三二四四番地二、三二四五番地二、三二四六番地一の一部、三二四八番地一の一部、三二四九番地、三二五〇番地、三二五一番地、三二五二番地二の一部、三二五三番地、三二五五番地の一部、三二五六番地及び三二五七番地一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十四 1 名称

関金宿(寺屋敷)地区災害危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字関金宿字寺屋敷二〇七二番地三の一部、二〇七三番地、二〇七四番地、二〇七六番地、二〇七七番地、二〇七八番地及び二〇七九番地、字イノコ谷二〇八五番地、二〇八六番地の一部、二〇八七番地の一部及び二〇八九番地の一部並びに字本堂口二一一一番地、二一一二番地及び二一一三番地並びにこれらと一体をなす国有地

十五 1 名称

関金宿(城山)地区災害危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字関金宿字城山一二八六番地一、一二八六番地二、

一 二八六番地三、一二八七番地一、一二八七番地二、一二八七番地三、一二八七番地四、一二八七番地五、一二八八番地一、一二八八番地二、一二八九番地一、一二八九番地二、一二九〇番地一、一二九〇番地二、一二九一番地一、一二九一番地二、一二九二番地一、一二九二番地二、一二九二番地三、一二九三番地の一、一三〇三番地の一、一三〇三番地二、一三〇三番地三、一三〇三番地四、一三〇四番地第一、一三〇四番地二、一三〇四番地三、一三〇四番地四、一三〇五番地一、一三〇五番地二の一部及び一三〇五番地三並びに字町尻一三三六番地一、一三三六番地二、一三三六番地三、一三三六番地四、一三三七番地一、一三三七番地二、一三三八番地三、一三三八番地四、一三四二番地一、一三四二番地二、一三四二番地三及び一三四二番地四並びにこれらと一体をなす国有地

十六 1 名称

松河原(山新)地区災害危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字松河原字新田二〇一番地一及び二〇一番地二並びに字山根二一〇番地の一部、二一一番地、二一二番地、二一三番地、二一四番地、二一五番地、二一六番地、二一七番地、二一八番地、二一九番地、二二〇番地の一部、二二一番地の一部、二二三番地、二二四番地、二二五番地、二二七番地、二二八番地、二二九番地、二三〇番地、二三一番地、二三二番地、二三三番地一の一部及び二三三番地二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十七 1 名称

東山田地区災害危険区域

2 区域

東伯郡東伯町大字山田字上垣内四一一番地、四一二番地、四一三番地、四一四番地、四一五番地、四一六番地、四一七番地、四一八番地、四一九番地、四一九番地第一、四二〇番地、四二一番地、四二二番地、四二三番地、四二四番地、四二五番地、四二六番地、四二七番地、四三〇番地、四三一番地、四三二番地、四三三番地、四三四番地、四三五番地及び四三六番地並びに字家ノ上五四四番地及び五四四番地内一並びにこれらと一体をなす国有地

十八 1 名称

山田地区災害危険区域

2 区域

東伯郡東伯町大字山田字下屋敷二九二番地、二九三番地、二九五番地、三〇九番地二、三一〇番地、三一一番地、三一二番地、三一三番地、三一四番地、三一五番地一、三一五番地二、三一六番地、三一七番地一、三一七番地二、三一七番地三、三一八番地、三一九番地、三二〇番地、三二一番地、三二二番地、三二三番地、三二四番地一、三二四番地二、三二五番地、三二六番地、三二七番地、三二八番地、三二九番地及び三三一番地の一部並びに字平ノ上五六八番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十九 1 名称

瀬戸地区災害危険区域

2 区域

東伯郡大栄町大字瀬戸字宮ノ下三八五番地、三八七番地及び三九五番地、字カノ山三七一番地並びに字宮ノ前四二五番地の一部並

びにこれらと一体をなす国有地

二十一 名称

南谷地区災害危険区域

2 区域

東伯郡羽合町大字南谷字下村ノ内三五九番地、三六〇番地、三六〇番地一、三六〇番地二、三六一番地、三六二番地、三六三番地、三六四番地、三六五番地及び三六七番地並びに字ナル四二三番地二の二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二十一 名称

本郷地区災害危険区域

2 区域

日野郡日野町大字本郷字観音堂一〇八五番地一、一〇八五番地二、一〇八六番地、一〇八七番地一、一〇八七番地二、一〇八八番地、一〇九〇番地一、一〇九〇番地四、一〇九〇番地五、一〇九一番地一、一〇九三番地一、一〇九三番地二、一〇九三番地三、一〇九四番地一、一〇九四番地二、一〇九五番地、一〇九六番地、一〇九七番地、一〇九八番地、一〇九九番地、一一〇〇番地、一一〇一番地、一一〇二番地の一部、一一〇四番地の一部、一一〇五番地一、一一〇五番地二、一一〇六番地、一一〇七番地、一一二〇番地四、一一二〇番地五、一一二三番地、一一二四番地の一部、一一二五番地、一一二六番地、一一二七番地、一一二八番地、一一二九番地、一一三〇番地、一一三一番地、一一三二番地、一一三三番地一、一一三三番地二、一一三四番地、一一三五番地、一一三六番地、一一三七番地、一一三八番地、一一三九番地、一一四〇番地、一一四一番地、

一一四二番地、一一四三番地、一一四四番地、一一四五番地及び一一四六番地、字ウケノ谷一一四三番地二、一一四七番地の一部、一一四八番地一、一一四八番地三、一一五〇番地、一一五一番地一、一一五一番地二、一一五二番地、一一五三番地、一一五四番地、一一五五番地、一一五六番地、一一六〇番地、一一六一番地一、一一六一番地二、一一六一番地三、一一六二番地、一一六三番地、一一六八番地一、一一六八番地二、一一六八番地三、一一六九番地及び一一七〇番地、字ウケ谷陰地一九一六番地の一部、一九一九番地、一九二〇番地及び一九二一番地並びに字観音堂ノ上エ一九一三番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十八年五月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党鳥取県農業土木支部	小泉 正	有本 恒夫	鳥取市古海一〇六五	政党の支部
自由民主党鳥取県歯科医師支部	上田 務	富谷欣之助	鳥取市吉方温泉三一七五 一―五	"
自由民主党鳥取県医師連盟支部	三好 実三	音田 誠介	鳥取市戎町三一七	"
東部身体障害者福祉連合同友会	上根 扇蔵	竹本 洋子	鳥取市瓦町六〇一	その他政治団体
東部農業共済懇話会	堀 峰雄	野田 知紀	鳥取市吉方温泉三一八一 一―	"
細田栄後援会	秋田 博和	藤原 実	西伯郡西伯町大字道河内 一六九	"
石井道子鳥取県後援会	上田 務	富谷欣之助	鳥取市吉方温泉三一七五 一―五	"
森田芳彦後援会	森田 等	森田 伶二	西伯郡淀江町大字富繁一 〇三	"
中本実夫後援会	青木 恒	井田 克己	米子市尾高一二二七一	"
谷口武後援会	西垣 勲	坂口 博	鳥取市南町四二五	"
あすの明るい米子を築く会	足立 延愛	永見 博	米子市明治町一七	"
幡野義行後援会	阿部 昇	市川 長一	境港市元町四〇	"
民社を支持する会	橋本悠紀夫	山本 和夫	鳥取市吉成七一八―五	"
浅井清治後援会	稲田 文蔵	岡田 仲蔵	八頭郡八東町大字北山九 一―	"
ふくたに勝三後援会	塗野 明	正木 熊雄	米子市東福原七一―一	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年五月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
平林鴻三後援会	主たる事務所所在地	鳥取市若桜町三五	鳥取市西町一一二六
常田たかよし後援会	"	鳥取市西町二一〇九	鳥取市立川町六一二四八
生田薫後援会	代表者の氏名	野々村 律夫	大 太 幸 正
"	会計責任者の氏名	田 淵 新 平	野々村 律夫
鳥取県LPガス政治連盟	代表者の氏名	佐 竹 静 男	太 田 豊 三
松本よう後援会	代表者の氏名	中 曾 栄 吾	後 藤 恒 秋
相沢英之米子市後援会	会計責任者の氏名	足 立 統 一 郎	足 立 六 郎
日本共産党鳥取県委員会	主たる事務所所在地	鳥取市吉方一六八―八	鳥取市瓦町二〇二

山本昇造後援会	自由民主党倉吉市北谷支部	自由民主党鳥取県全特協支部	あだち俊幸後援会	自由民主党米子市成美支部	自由民主党恩政連米子連合支部	〃	〃	自由民主党智頭町支部	〃	間瀬庄作後援会	鳥取県建設政治連盟中部支部	〃	〃	鳥取県中小企業政経協議会	日本共産党鳥取県中部地区委員会
主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	〃	会計責任者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
八頭郡家町大字米岡二五七	佐々木 龍明	鳥取市大杓三〇一―一七	安達 隆栄	田 中 實	伊藤 武美	坂田 武男	芦谷 源太郎	八頭郡智頭町大字智頭	松田 芳彦	米子市皆生一九四六	岩見 進	岩井 登志雄	中村 実	鳥取市富安一―九六	鷲見 節夫
八頭郡家町大字郡家七五	牧 昭人	八頭郡智頭町大字郷原一八五	矢倉 金春	小笠原 政次郎	辻 桂蔵	岡田 敏子	和田 進	八頭郡智頭町大字南方	安田 正治	米子市皆生一八五九	小谷 孫市	三輪 歌太郎	常田 修	鳥取市幸町一四一	岡崎 楠夫

芳野恒治後援会	自由民主党鳥取市豊実支部	角本章後援会	〃	鳥取県自動車整備政治連盟	門脇たけし	自由民主党鳥取県遊技連支部	藤原栄喜後援会	宮脇準一後援会
〃	会計責任者の氏名	〃	代表者の氏名	〃	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	〃	代表者の氏名
米子市角盤町三―二五	中村 勝子	鈴木 芳雄	福本 晃	吹野 末吉	甲斐 晃	鳥取市扇町三―二二七	倉吉市上井町一―二二七	西尾 英次
米子市角盤町一―四六	谷口 衛	中原 善之助	山崎 巖	山根 由穂	柘 克己	鳥取市川端二―一〇三	倉吉市山根六一―一―一	小谷 頼夫

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
中本実夫後援会	青木 恒	井田 克己	米子市明治町五七	その他政治団体
谷口武後援会	西垣 勲	坂口 博	鳥取市南町四二五	"
すみ栄後援会	鷺見 武秋	鷺見 昇	米子市旗ヶ崎四〇七―一	"
松本芳彬後援会	松岡 正也	小原 真人	鳥取市卯垣二―五八四	"
田口陽一郎後援会	福島正太郎	増田 忠美	倉吉市下米積七四二	"
丸山智後援会	山崎 憲章	丸山 隆昌	八頭郡家町大字市場一七二	"
伊藤昭二区域後援会	山本 登	伊藤 眞	鳥取市瓦町一七九	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年五月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

指定団体の届出をした者の氏名	公職の種類	指 定 団 体	代表者の氏名
幡野 義行	県議会議員	幡野義行後援会	阿部 昇
		境港市元町四〇	

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十八年五月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

指定団体の名称	異 動 事 項	新	旧
平林鴻三後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市若桜町三五	鳥取市西町一―一二六
松田一三後援会	"	米子市紺屋町二七	米子市紺屋町二六

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十

条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十八年五月十七日

豊後県豊後郡豊後町谷口郷 田 中 雄 樹

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称	中本実夫後援会	谷口武後援会	松本芳彬後援会	田口陽一后援会	丸山智後援会
報告年月日	昭和58年3月7日	昭和58年3月15日	昭和58年3月24日	昭和58年3月24日	昭和58年3月26日
収入・支出の総額	0円	0円	0円	0円	0円
(1) 収入総額	0円	0円	0円	0円	0円
(2) 支出総額	0円	0円	0円	0円	0円
収入・支出の内訳	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 152,749円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出総額 152,749円 支出の内訳 政治活動費 その他の経費 152,749円 合 計 152,749円	合 計 152,749円	政治団体の名称 松本芳彬後援会 報告年月日 昭和58年3月24日 (昭和57年12月31日解散)	政治団体の名称 田口陽一后援会 報告年月日 昭和58年3月24日 (昭和57年12月31日解散)	政治団体の名称 丸山智後援会 報告年月日 昭和58年3月26日 (昭和57年12月31日解散)
収入・支出の総額	0円	0円	0円	0円	0円
(1) 収入総額	0円	0円	0円	0円	0円
(2) 支出総額	0円	0円	0円	0円	0円
収入・支出の内訳	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 14,650円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出総額 14,650円 支出の内訳 個人からの寄附 14,650円 (うち指定団体に対する寄附 0円) 小 計 14,650円 〔寄附の内訳〕 その他 14,650円 小 計 14,650円 (2) 支出の内訳 政治活動費 その他の経費 14,650円 合 計 14,650円	政治団体の名称 田口陽一后援会 報告年月日 昭和58年3月24日 (昭和57年12月31日解散)	政治団体の名称 丸山智後援会 報告年月日 昭和58年3月26日 (昭和57年12月31日解散)	政治団体の名称 丸山智後援会 報告年月日 昭和58年3月26日 (昭和57年12月31日解散)	政治団体の名称 丸山智後援会 報告年月日 昭和58年3月26日 (昭和57年12月31日解散)
収入・支出の内訳	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 51,580円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出総額 51,580円 2 収入・支出の内訳 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 250円 事務所費 510円 小 計 760円 政治活動費 組織活動費 20,820円 その他の経費 30,000円 小 計 50,820円 合 計 51,580円	政治団体の名称 丸山智後援会 報告年月日 昭和58年3月26日 (昭和57年12月31日解散)	政治団体の名称 丸山智後援会 報告年月日 昭和58年3月26日 (昭和57年12月31日解散)	政治団体の名称 丸山智後援会 報告年月日 昭和58年3月26日 (昭和57年12月31日解散)	政治団体の名称 丸山智後援会 報告年月日 昭和58年3月26日 (昭和57年12月31日解散)
収入・支出の内訳	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 51,850円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出総額 51,850円 2 収入・支出の内訳 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 250円 事務所費 510円 小 計 760円 政治活動費 組織活動費 20,820円 その他の経費 30,000円 小 計 50,820円 合 計 51,580円	政治団体の名称 丸山智後援会 報告年月日 昭和58年3月26日 (昭和57年12月31日解散)	政治団体の名称 丸山智後援会 報告年月日 昭和58年3月26日 (昭和57年12月31日解散)	政治団体の名称 丸山智後援会 報告年月日 昭和58年3月26日 (昭和57年12月31日解散)	政治団体の名称 丸山智後援会 報告年月日 昭和58年3月26日 (昭和57年12月31日解散)

<p>(2) 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 伊藤昭二区域後援会</p> <p>報告年月日 昭和58年3月31日 (昭和57年12月31日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 16,200円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 16,200円</p> <p>(2) 支出総額 16,200円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附 (内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 16,200円</p>	<p>(うち指定団体に対する寄附 0円)</p> <p>小 計 16,200</p> <p>(寄附のうちあつせんによるもの0円)</p> <p>合 計 16,200円</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>個人からの寄附</p> <p>その他 16,200円</p> <p>小 計 16,200円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 16,200円</p> <p>合 計 16,200円</p>
--	---